

奥州市機能別消防団員設置要領

(目的)

第1 火災、大規模災害等発生時において、市民の生命、身体及び財産の保護並びに被害の軽減に寄与するため、元消防団員として培った豊富な知識、技能を活かして、災害等の現場で不足する消防力を補完するため、奥州市機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）を置く。

(任命要件等)

第2 機能別団員の任命要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 消防吏員及び消防団員の経験者並びに団長が認める者とする。
- (2) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者で年齢18歳以上の者とする。

2 機能別団員の推薦は、別紙様式により分団長及び部長が行う。

3 機能別団員の人員は、奥州市消防団の組織等に関する規則（平成18年奥州市規則第308号。以下「規則」という。）に規定する定数内とし、概ね一つの部につき2名以内とする。

(任期)

第3 任期は2年とする。ただし、分団長及び部長の了解を得た場合、再任を妨げない。

(活動)

第4 機能別団員の消防活動内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 所属分団長の指揮のもと、消防活動に当たることとする。
- (2) 原則として行事、訓練等の消防団活動には参加しないが、年1回以上の教育訓練に参加するものとする。

(階級)

第5 機能別団員の階級は、規則第3条の規定に基づく団員とし、階級異動はできないものとする。

(処遇等)

第6 機能別団員の報酬等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 報酬額は、年額12,000円とする。
- (2) 災害に係る出動にあつては1回当たり8,000円（4時間を超えない出動にあつては、1回当たり4,000円）、団長の招集による警戒又は訓練に係る出動にあつては1回当たり4,000円（4時間を超えない出動にあつては、1回当たり2,000円）を報酬額に加算する。
- (3) 公務災害補償は、奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年奥州市条例第324号。以下「条例」という。）に規定する公務災害補償の適用

を受けるものとする。

(4) 退職報償金は、条例の規定に基づき支給する。

(被服の貸与)

第7 消防活動に必要な被服として半てん、長靴及び帽子等を貸与することとする。

(表彰)

第8 機能別団員の表彰については、退職に伴う感謝状等を除き、国、県、市等への具申を行わないものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、機能別団員に関し必要な事項は、消防団長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第2関係）

令和 年 月 日

奥州市消防団長 様

奥州市消防団

第 分団長

㊟

第 部長

㊟

機能別消防団員の任命について（推薦）

下記の者は、奥州市機能別消防団員設置要領に基づく、消防支援団員として適当と認められますので、頭書のとおり任命されたく推薦します。

記

住 所			
氏 名	㊟		
生年月日	昭和・平成	年 月 日	（ 歳）
電話番号		携帯電話	
職 業			
消 防 歴			